

令和8年度

山口県文化財磨き上げ事業

(文化財を活用した観光コンテンツ等の造成支援)

募集案内

■公募期間

令和8年5月19日(火)～令和8年6月22日(月)午後5時(必着)

■問い合わせ先

山口県 観光スポーツ文化部 文化振興課 文化財班

TEL : 083-933-4666

Mail : a19300@pref.yamaguchi.lg.jp

令和8年5月

山 口 県

1 事業趣旨

人口減少、少子高齢化が進行する中で、大切な文化財を次世代に継承していくためには、文化財を積極的に活用して収益を得ながら、適切な時期に保存修理を行うという仕組みづくり（＝「持続可能な文化財」の創出）が必要です。

本事業は、文化財所有者等が、専門家の支援を受け、文化財を活かした新たな観光商品等を開発・販売し、文化財の活用により、収益を生み出す仕組みづくりを目指すものです。

2 募集内容

以下により、支援の対象となる事業者（以下、「支援対象者」という。）を募集します。

（1）支援対象者

5者以内を選定 ※選定方法等については、「6 審査選定」のとおりです。

（2）対象事業

文化財を活用したツアー、アクティビティ、体験、イベント等で、文化財所有者等による、**今後の継続的な実施を前提とした新たな取組**

- （例）・歴史的建造物での着付け&抹茶体験
・寺社仏閣での宿坊体験
・城跡ハイキング
・伝統芸能の体験会 など

【留意事項】

- 対象事業は、**収益化が可能なものであれば、必ずしも「観光」分野に限定するものではありません。**
- 対象外となるケースは以下のとおりです。
 - ・活用したい文化財で既に実施している取組
 - ・単年度限りのイベント
 - ・単なる広報素材のみの作成
 - ・無料のモニターツアーのみの実施

（3）対象文化財

文化財保護法上規定されている山口県内の文化財
※指定、未指定は問いません

（4）応募対象者

- ・文化財所有者・管理団体
- ・地方公共団体
- ・観光地域づくり法人（DMO）
- ・観光協会
- ・民間事業者
- ・実行委員会、協議会 など

【留意事項】

- 文化財所有者以外の方が応募される場合は、本事業の対象となるすべての文化財所有者の同意を得てください。
- 応募者は、以下のア～オのすべての要件を満たす必要があります。

- ア 応募者自らにおいて、文化財を活用して上質な観光コンテンツ等を造成し、文化財が持つ価値を損なわせない事業を造成していく意思があること。
- イ 文化の理解を深めることができる観光等を通じ、文化資源への還元・好循環を目指す「持続可能な文化財」の理念に共感していること。
- ウ 専門家によるコーチング等を受けながら、コンテンツ造成する経験を通して、専門的なノウハウや知見を習得し、また、地域における連携体制を構築するなど、積極的に本事業に取り組む意思があること。
- エ 事業終了後も本事業により立ち上げたコンテンツを完成させ、収益事業として継続していく意思があること。
- オ 暴力団員や暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

(5) その他

- ・本事業は、県が主体となり、一過性の観光コンテンツ等を造成するものではありません。
- ・支援対象者には、支援完了後、「活用計画書」及び「タリフ（観光コンテンツ等の自己紹介シート）」を提出していただきます。
- ・地域が一体となった文化財の活用を目指すため、県委託事業者が実施するコンサルティング等の状況について、県又は県委託事業者から、地元市町の文化財担当課や観光担当課等へ情報提供することとしていますので、予め御了承ください。
- ・選定された支援対象者名や、支援対象者への具体的な支援内容、立ち上げた造成コンテンツの内容等について、県ホームページ等で公開する場合がありますので、予め御了承ください。

3 支援内容

以下により、文化財所有者等による観光コンテンツ等の立ち上げを支援します。

<①専門家による伴走支援>

各分野（観光コンテンツ造成、文化財、経営等）について、専門的な知見やノウハウを有し、具体的な指導・助言等を行うことができるコンサルティング会社による、支援対象者に対するコンサルティングや磨き上げを行います。

<②実施主体に寄り添ったコンサルティング>

専門家による現地協議や視察、オンラインミーティングの他、必要に応じて、地域の関係者を対象としたワークショップ等を開催します。

<③モデル事業者見学会の開催>

県がこれまでの事業で造成したモデル事例の事業者の協力を得て、支援対象者の事業展開方向に合致する事例の見学会を随時開催します。見学会では、モデル事業者による相談会等を併せて実施する予定です。

<④活用計画書等の作成支援>

事業の方向性を明確にし、収支やリスクを把握した上で計画的に事業を進めるための指針として重要である「活用計画書」や、観光コンテンツ等の自己紹介シートである「タリフ」の作成について、専門的な知見を基に支援を行います。

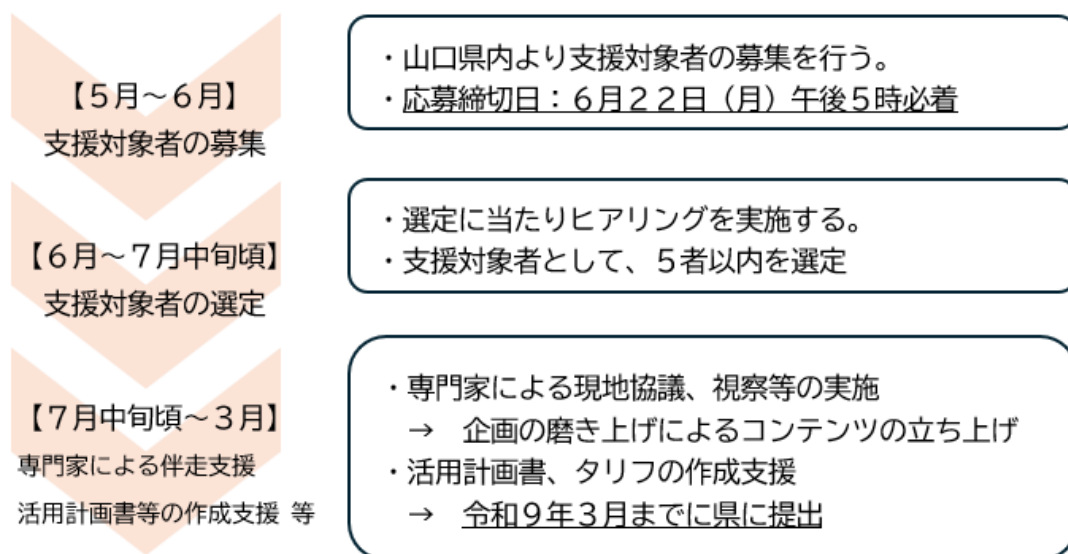
<⑤文化財の磨き上げに際し必要となる、新たな環境整備への支援>

磨き上げに際して必要となる、新たな環境整備に要する経費（案内板の設置、写真・動画撮影、チラシ作成等）の2分の1以内（上限300千円）を補助します。

※上記①～④は県が委託した事業者が運営・実施します。

4 事業の流れ

スケジュールは以下のとおりです。



5 応募方法

①提出書類	・令和8年度 山口県文化財磨き上げ事業申込書 ・文化財活用診断シート ※様式データは右記二次元コード（県 HP）からダウンロードしてください
②提出方法	電子メール又は郵送により提出 してください。 ※ 郵送の場合は2部提出 してください。 <提出先> 〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県 観光スポーツ文化部 文化振興課 文化財班 Mail : a19300@pref.yamaguchi.lg.jp
③提出期限	令和8年6月22日（月）午後5時（必着） <注意事項> 書類到着後、3日以内（土日祝を除く）にメール等にて受付完了の旨を御連絡します。なお、 <u>連絡がない場合は、受付が完了していない可能性がありますので、県文化振興課までお問い合わせください。</u>
④ヒアリング	提出いただいた後、 選定に当たり参考とするため、県又は県委託事業者により、応募内容について、ヒアリングを行います ので御協力ください。 ヒアリング日程については別途調整させていただきます。
⑤備考	提出書類の作成及び提出等に要する経費は、応募者の負担とします。 提出後の応募書類の訂正、差替はできません。

6 審査選定

（1）審査選定方法

県が設置する審査選定委員会により、対象要件、応募内容等を審査し、支援対象者として、5者以内を選定します。

(2) 審査項目

以下の項目について審査します。

- ・対象事業の中に文化財が含まれているか
- ・対象文化財を活用しているか
- ・実現可能性はあるか
- ・対象事業は今後の継続的な実施を前提とした新たな取り組みであるか、また、文化財を損傷するものや、価値・イメージを損なわないものであるか
- ・対象事業の実施に当たっての意欲が高いか

(3) 審査結果について

審査結果については、すべての応募者に書面で通知しますが、結果に係る説明は行いません。

(4) 選定結果の取消しについて

提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、応募者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがあります。

7 個人情報の取扱

提供いただいた個人情報は、本事業に関する業務以外の目的では使用しません。個人情報取扱業務は、県委託事業者に委託しています。

8 参考

応募検討に当たっては、以下も御参照ください。

●山口県文化財活用ガイドブック

モデル事業で得られた知見をもとに、文化財の活用方法や活用にあたってのポイントなどを整理しています。

県ホームページ（右記二次元コード）からダウンロードできます。



●「持続可能な文化財」の創出に向けた文化財磨き上げ事業に係る観光コンテンツ完成報告会（令和8年3月18日開催）

文化財を活用した収益化の実際の取組手法等について、クロストークなどにより、わかりやすく御紹介しました。

やまぐち文化プログラム情報サイト「Cul-ちゃ やまぐち」（右記二次元コード）において、動画配信リンク（YouTube）を掲載しています。

※5月22日（金）より公開予定

